入　札　公　告

令和８年度モバイル回線使用契約

（内　訳）

・入札公告

・要求仕様書

・機能等証明書

・契約書（契約保証金を徴収する場合）

・契約書（契約保証金を免除する場合）

令和８年 11 月

高知県土木部技術管理課

入札公告

令和８年度モバイル回線使用契約について一般競争入札を行いますので、高知県契約規則(昭和 39 年高知県規則第 12 号)第７条の規定により公告します。

令和８年 11 月 11 日
高知県知事　濵田　省司

1　競争入札に付する事項

（１）契約名称　令和８年度モバイル回線使用契約
（２）使用物品の内容等　別紙「要求仕様書」のとおり
（３）利用期間　令和９年２月１日から令和 12 年１月 31 日まで
（４）納入期限　令和９年１月 21 日
（５）納品場所　別紙「要求仕様書」のとおり
（６）入札方法

ア　入札金額は、通信回線 351 本の月額の使用料を入札書に記載すること。
イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2　入札参加者に必要な資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、13 により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
（２）高知県における「令和６年度から令和８年度　競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
（３）この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成７年 12 月高知県告示第 638 号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
（４）使用物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、使用物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制（アフターサービス及びメンテナンスの実施を入札参加者以外の者が担保する場合を含む。）が整備されていることを証明した者であること。

（５）高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日までの期間内に受けていないこと又は同規程第２条第２項第５号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

３　入札及び開札

（１）競争入札参加者は、入札方法、条件、要求仕様書及び別添契約書（案）等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該要求仕様書等について疑義がある場合は、説明を求めることができる。ただし、入札後、要求仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（２）契約条項を示す場所、入札公告の交付場所及び問い合わせ先

〒780－8570　高知市丸ノ内１丁目２番 20 号
高知県土木部技術管理課
TEL：088－823－9826
FAX：088－823－9263
E-mail：170601@ken.pref.kochi.lg.jp

（３）質疑事項

質疑事項がある場合には、別紙「質疑書（様式１）」により令和８年 11 月 18 日（水）午後５時までに、（２）の場所に持参するか、（２）の問い合わせ先に電子メール又はファクシミリで提出すること（電話で着信を確認すること。）。

なお、質疑書に対する回答は、令和８年 11 月 20 日（金）までに高知県土木部技術管理課ホームページに掲載するものとする。

（４）入札書の記載内容等

ア　別紙様式の入札書には、次に掲げる事項を記載すること。

・・・別記「記入例」参照

（ア）入札書提出年月日

（イ）入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び会社印・代表者印の押印（外国人の署名含む。以下同じ）

（ウ）代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）並びに代理人であることの表示、当該代理人の住所、氏名及び押印

（エ）入札金額

（オ）契約件名又は対象

イ　入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札金額の訂正はできない。

ウ　入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（５）入札書の提出方法

持参により提出することとし、メール、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。（６）の日時、場所において投函すること。

代理人による入札の場合は事前に委任状を提出すること。

（６）入札及び開札の日時及び場所

令和８年 12 月１日（火）午前 10 時

高知市丸ノ内１丁目２-20　高知県庁　７階会議室

（７）入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

4　入札保証金

高知県契約規則（昭和 39 年規則第 12 号）第９条及び第 10 条の規定による。

5　最低制限価格

無

6　入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札、その他高知県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。

7　開札の方法

開札は、３の（６）の日時及び場所において入札参加者等の立会いで行う。入札参加者等は、すべての者が立ち会うこと。開札した結果、落札となるべき入札がない場合は、再度の入札（最多２回）を行う。入札に必要なもの（委任状、印鑑等）を持参すること。

8　落札者の決定

（１）高知県契約規則第 15 条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（２）同価格の者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

（３）入札価格が予定価格を超える場合は、７の要領で再度入札を行う。

（４）再度入札（合わせて３回の入札）を行っても、なお予定価格を超える場合は、最

低価格者から順次予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行うことがある。

9　契約保証金

高知県契約規則第 39 条及び第 40 条の規定による。

１０　契約書の作成

要

１１　契約条項

別添契約書（案）のとおり

１２　入札に求められる事項

この一般競争入札への参加希望者は、この入札公告に示したサービスを納入することができることを証明する書類を 13 の要領で提出しなければならない。参加希望者は、開札日までの間において知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

１３　本件入札に関して提出する書類

（１）入札に参加する意思がある者は、別紙「入札参加意思確認書（様式２）」を令和８年 11 月 25 日（水）午後５時までに３（２）の場所に持参又はファクシミリ（電話にて着信を確認すること。）にて提出すること。

（２）この入札公告に示した物品を納入できることを証明するものとして、次の書類を入札前の令和８年 11 月 25 日（火）午後５時までに３の（２）の場所に提出し、審査を受けること。

入札物品の「機能等証明書」１部

（以下、（ア）から（イ）までの関連書類を綴りとすること。）

（ア）機能・性能・条件等項目チェック表

（イ）添付資料

上記提出書類のほか、補足資料の提出を求める場合がある。

（３）入札参加者が虚偽又は不誠実な提案を行い、自己に有利になるような資料を作成したと判断される場合は、その入札書は無効となることがある。

（４）（２）の入札物品の機能等証明書には、その記載内容について製造メーカーの証明が必要なものがある。なお、製造メーカーが外国企業の場合は、記載内容についてのオリジナルの証明及びその翻訳文を提出すること。

１４　その他

（１）入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該入札参

加者及び当該契約の相手方が負担する。

（２）機器設定、搬入及び調整等使用可能な状態での引渡しを受けるための役務等に要する費用は契約の相手方の負担とする。

（３）落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第２条第２項第５号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。